



## 危険物の貯蔵、取扱い、運搬のQ&A



### Q1 灯油用の18リットルポリ容器でガソリンを運搬することはできますか？

**A1 : できません。**ガソリンの運搬は、プラスチック容器の場合、最大10リットル以下の容器で行うよう決められています。しかし、10リットル以下のプラスチック容器であっても、ガソリン用としての性能試験をクリアしたものでなければ、運搬容器として使用することはできません。ガソリン用として性能試験をクリアした金属製容器を必ず使用してください。

(性能試験とは、落下試験、気密試験、内圧試験、積み重ね試験をいいます。)

### Q2 灯油用ポリ容器にガソリンを入れた場合、どのような危険がありますか？

**A2 :** ポリ容器がガソリンにより侵され、変形して漏れるおそれがあります。また、ガソリンは非常に揮発しやすいため、キャップ部分が劣化している場合には、内圧に耐えられなくなってフタがはずれ、ガソリン蒸気が漏れる危険性があります。さらに、ポリ容器はガソリンとの摩擦で静電気が溜まり易く、容器のフタを開けた瞬間に放電しガソリン蒸気に引火して火災になった事例もあります。

**灯油用ポリ容器にガソリンを入れることは非常に危険ですので、絶対に行わないでください。**

### Q3 飲料用のペットボトルやエンジンオイル缶、一斗缶などの金属製容器をガソリンの運搬容器として使用できますか？

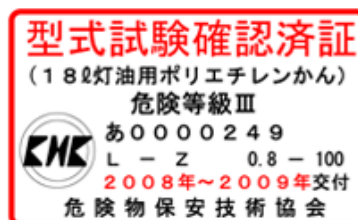
**A3 :** ガソリン用として性能試験をクリアした運搬容器でなければ使用できません。エンジンオイル缶や一斗缶などは金属製容器ですが、金属製容器ならば何でも良いわけではなく、ガソリン用として性能試験をクリアした金属製容器であることが必要です。

また、チェーンソーや草刈り機等の混合燃料の運搬容器も、ガソリンと同様の金属製容器であることが必要です。

### Q4 ガソリンや灯油、軽油を運搬する場合には、どのような運搬容器を使用すれば良いでしょうか？

**A4 :** 危険物保安技術協会で性能試験をクリアした金属製容器を推奨します。

性能試験をクリアした運搬容器には、「試験確認済証KHK危険物保安技術協会」の表示がされています。なお、この表示のない運搬容器であっても、自主的に性能試験を行っている場合も考えられますが、通常、性能試験をクリアした運搬容器には、「試験確認済証」や「認定品」、「推奨品」などの表示が付されていますので、これらの表示がある運搬容器の使用をお勧めします。



(危険物保安技術協会ホームページより)

#### Q5 ガソリン用の金属製容器は、どこで購入できますか？

A5 : ホームセンターや自動車用品店等で購入することができます。

#### Q6 乗用車等でガソリンを容器に入れて運搬することはできますか？

A6 : **できます**。なお、乗用車等でガソリンを容器に入れて運搬する場合、その容器はガソリン用として性能試験をクリアした金属製容器であり、かつ、最大容量が22リットル以下の容器で行うよう決められています。(この金属製容器は、一般に「ガソリン携行缶」と呼ばれています。)

#### Q7 灯油用のポリ容器に軽油を入れて運搬できますか？

A7 : 灯油用のポリ容器に軽油を入れることは法令上規制されておきませんが、灯油用のポリ容器は灯油用として性能試験をクリアしたものであり、軽油を入れた場合、ポリ容器にどのような影響を及ぼすか分かりません。また、運搬にあたっては法令により、容器に「軽油」の表示を行う必要もありますので、軽油用として性能試験をクリアした金属製容器に入れるよう指導しています。(ガソリン携行缶を軽油の

容器とすることは可能ですが、必ず容器に「軽油」と表示してください。）

なお、ガソリンスタンドの中には、自主保安基準により軽油を容器に詰め替えない事業所等もありますので、従業員に確認してください。

### **Q8 性能試験をクリアした運搬容器でガソリンや軽油を運搬する際に気をつけることはありますか？**

**A8 :** 乗用車等で運搬する場合には、運搬容器の外部に品名（「ガソリン」 or 「軽油」）及び「火気厳禁」と表示し、収納口を上に向けてフタをしっかりと閉め、転落、転倒、破損しないように積載してください。

なお、乗用車等（ステーションワゴン、ミニバン、ライトバン、ワンボックスカーを含む。）で運搬する場合、運搬容器の積載個数について消防法令上の制限はありませんが、指定数量（ガソリンは200リットル、軽油や灯油は1,000リットル）以上を一台の車両に積載する場合は**標識の掲示**や**消火設備**が必要となります。

### **Q9 ガソリンを灯油用のポリ容器で運搬した場合に、罰則はありますか？**

**A9 :** ガソリンを灯油用のポリ容器で運搬した者は、消防法違反となります。違反した場合には、3月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられる旨消防法に規定されています。安全を確保するためにも、灯油用のポリ容器をガソリンスタンドに持ち込んでガソリンを購入することは絶対にしないでください。

### **Q10 セルフ式ガソリンスタンドで自らガソリンや軽油を容器に詰め替えることはできますか？**

**A10 :** **できません。**セルフ式ガソリンスタンドにおいて、自ら行える行為はガソリンや軽油を入れるための機械（固定給油設備）を使用して自動車等の燃料タンクに直接給油すること、灯油を入れるための機械（固定注油設備）を使用して容器に詰め替えることのみです。セルフ式ガソリンスタンドにおいて、ガソリンや軽油を容器に詰め替えたい場合には、従業員に相談してください。

なお、ガソリンスタンドの中には、自主保安基準によりガソリンを容器に詰め替えない事業所等もありますので従業員に確認してください。

**Q11 セルフ式ガソリンスタンドにおいて、自ら灯油を詰め替える場合の注意点はありますか？**

**A11:** 容器の積み下ろしの手間を省くため、自動車の荷台にポリ容器を置いたまま灯油を入れると、万一容器から灯油があふれた場合、高温状態のマフラー等に灯油が接触して火災になる危険性があります。必ず容器を自動車から下ろし、詰め替え場所として指定されている場所で行ってください。

**Q12 一般家庭でガソリン、灯油などを貯蔵、保管することはできますか？**

**A12:** 一定量以下のガソリンや灯油は貯蔵し保管しておくことができますが、ガソリンや灯油は火災発生の危険性が極めて高く、大量に保管すると大規模な火災となる可能性があるため、買いだめなどは極力控えてください。

なお、消防法令に適合した容器で保管する場合でも、一定量以上のガソリン、灯油等を保管する場合、下表のとおり、火災予防条例に基づいた**届出**又は消防法に基づく**許可**が必要となりますので注意してください。

区 分	ガソリン	軽油・灯油
(市町村火災予防条例) 消防機関への <b>届出</b>	40リットル以上200リットル未満 (個人住居の場合は100リットル以上200リットル未満)	200リットル以上1,000リットル未満 (個人住居の場合は500リットル以上1,000リットル未満)
(消防法) 市町村長等の <b>許可</b>	<b>200リットル以上</b> (許可なく数量以上を貯蔵等した者は罰則が科せられます。)	<b>1,000リットル以上</b> (許可なく数量以上を貯蔵等した者は罰則が科せられます。)

